

## 第71条(申請事項の変更の届出)

許可業者又は届出業者は、第67条第1号から第6号まで(第2号にあつては自動車登録番号及び名称、屋号又は商号に限り、第3号にあつては営業の種類を除く。)第68条第1項第1号(生年月日を除く。)、第69条第1項第1号、第70条第1項第1号又は前条第1号から第4号まで(第2号にあつては、自動車登録番号及び名称、屋号又は商号に限る。)に掲げる事項に変更があつたときは、その施設の所在地を管轄する都道府県知事等に速やかに届け出なければならない。